

暴力団を恐れない!

暴力団に金を出さない!

暴力団を利用しない!

三重県**暴力団排除条例**が **改正**されました!!



～平成27年7月1日施行～

改正点

- 暴力団事務所の開設禁止規定の拡充
- 事業活動における勧告対象行為の拡充
- 暴力団員等に対する勧告対象行為の拡充

暴力団に関するご相談は…



ミーポくん

「警察署」・「交番」・「駐在所」でお受けするほか、
「警察本部」に暴力相談電話

059-228-8704 (ハナレヨ) を開設しています。

また、「暴力追放三重県民センター」においても

フリーダイヤル **0120-31-8930** (ヤクザゼロ) を開設しています。

なお、三重県警察ホームページにおいて、改正の概要を公開しております。



三重県暴力団排除条例の一部改正の概要

1 暴力団事務所の開設禁止規定の拡充

第18条 暴力団事務所の開設及び運営の禁止

改正後

改正前

学校、児童福祉施設、公民館、図書館等の**保護対象施設の周囲200メートルの範囲内**において、新たに暴力団事務所を開設し、又は運営することを禁止！

しかし、施設の開校・開館前では、付近で暴力団事務所を建てるのが可能であったため、施設の建設が決まった用地の段階から保護する必要がある！

改正

学校、児童福祉施設、公民館、図書館等の**保護対象施設（用地に決まった土地を含む）の周囲200メートルの範囲内**において、新たに暴力団事務所を開設し、又は運営することを禁止！

2 事業活動における勧告対象行為の拡充

第19条 暴力団員等に対する利益の供与の禁止

改正後

改正前

①暴力団の威力を利用する目的で利益の供与をすること（1項1号）

②暴力団の威力を利用したことに関して利益の供与をすること（1項2号）

③暴力団の活動・運営に協力する目的で相当の対償のない利益の供与をすること（1項3号）

④情を知って、暴力団の活動を助長し又は運営に資することとなる利益の供与をすること（2項）

削除

改正

改正により、④（2項）を調査・勧告・公表の対象に引き上げる。
なお、④を調査・勧告・公表の対象に引き上げた場合、③が④に含まれることから不要となり、③を削除する。

公安委員会が行う調査、勧告及び公表の対象

一般禁止事項として規定

3 暴力団員等に対する勧告対象行為の拡充

第22条 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止

改正後

改正前

暴力団員等が、上記2の①②③を收受すること、又は指定した者に收受させること（1項）【調査・勧告・公表の対象】

暴力団員等が、上記2の④を收受すること、又は指定した者に收受させること（2項）【一般禁止規定】

改正

改正

改正により、上記2の④を收受し、又は指定した者に收受させること（2項）を調査・勧告・公表の対象に引き上げて、1項と2項をまとめる。